

高額医療・高額介護合算制度について

皆さんは、高額介護（介護予防）サービス費という言葉をご存知でしょうか？この制度は、介護（介護予防）サービスを利用した場合、自己負担分が、行政が定めた上限額を超えた場合、「高額介護（介護予防）サービス費」としてあとから支給される制度です。

従来の上記の制度とは別に、2008年4月から、「高額医療・高額介護合算制度」が創設されました。この制度は、**介護保険と医療保険の自己負担分の合計が、行政が定めた基準を超えた場合、超過部分の返金をする制度です。**今年度は初年度ということもあり、2008年4月1日～2009年7月31日が合算対象期間（16ヶ月間）となります（次回からは、2009年8月1日～2010年7月31日の12ヶ月間）。該当者には、行政から、「Aさん、あなたは、高額医療・高額介護合算制度該当者です。役所に申請をしてください。」という内容の案内が郵送される予定ですが、なかなか役所の文書を読解することは難しいですね。ご家族の方も同様と思います。



意味がわかりにくい行政からの書類が来ましたら、「発信先の役所に電話して聞く」「施設の相談員に聞く」あるいは「ケアマネさんに聞く」などして、せっかくの制度は活用しましょう。機関紙を通じて、またいろいろな制度を皆さんにわかりやすくお知らせしたいと思います。これからもよろしくお祈りします。

ゆうあいホーム在宅ケア支援室
田原幸宣

【 1ページの解答 】

- (1) 全部で27個（逆さま向きや、大きさの違う正三角形を考えてみましょう）
- (2) どれもチーズの量は同じ
- (3)

